

沖縄県通院患者リハビリテーション事業のご案内

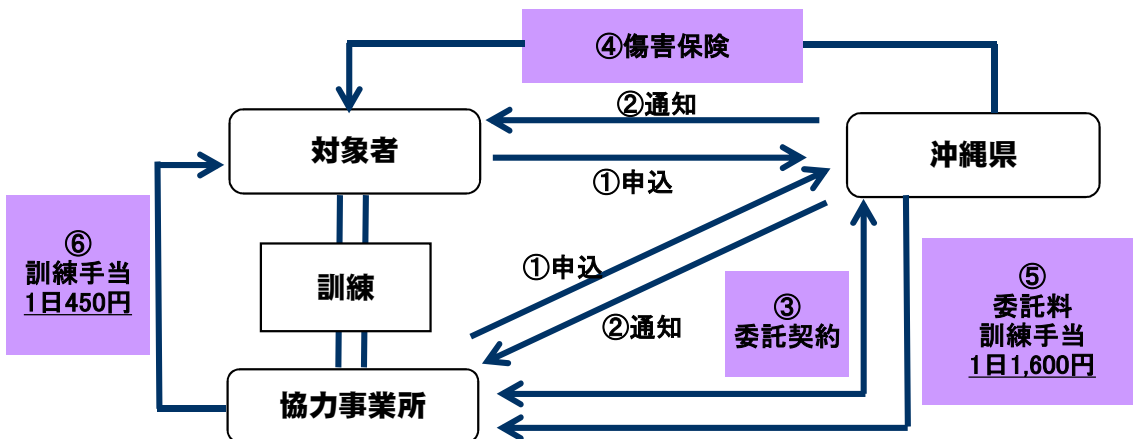
沖縄県通院患者リハビリテーション事業とは

精神障害者通院患者リハビリテーション事業とは、「社会に復帰したい。」「働きたい。」という意欲のある精神障害者が、仕事をしていくうえで必要な力を養うため、一定期間、理解のある協力事業所に通い、社会に適応していくため訓練を受けることによって、一般就労など次のステップへの移行を目指す制度です。

協力事業所とは

協力事業所とは、精神障害者に対する理解が深く、社会的自立を促進することに熱意を持ち、精神障害者の一般就労など次へのステップに向けた訓練の場を提供していただく事業所のことです。

沖縄県通院患者リハビリテーション事業の各手続き



① 対象者は、主治医の意見書を添えて、居住地又は希望する事業所所在地の保健所に申込書を提出します。

協力事業所は、事業所所在地の保健所に申込書を提出します。

② 対象者及び協力事業所は、運営協議会の意見を踏まえ知事が決定します。決定通知書は保健所を経由して、対象者及び協力事業所に送付します。

③ 訓練を開始するため、協力事業所と知事が委託契約を結びます。

④ 知事は、訓練中の事故に対する補償のため傷害保険に加入します。

⑤ 協力事業所からの毎月の報告を受けて、委託料及び訓練手当を協力事業所に支払います。

※ 訓練生1人につき1,600円×通所延日数（委託料の日数は1ヶ月20日を限度とする。）

⑥ 協力事業所は、訓練手当を対象者に支払います。

※ 訓練生1人につき450円×通所延日数（訓練手当の日数は1ヶ月20日を限度とする。）

【参考資料】 協力事業所一覧（平成30年度後期分）

平成30年度後期訓練（H30.10月～H31.3月）では、下記事業所に御協力いただき、社会適応訓練を行いました。

平成31年度前期訓練（H31.4月～H31.9月）の申込は、平成31年2月28日までとなっています。訓練申込書の提出の際に、希望する事業所（業種）とのマッチングを行っていますので、申込先の保健所にご希望の訓練先をお伝え下さい。（一覧に記載のない業種の場合もお気軽にご相談下さい。）

NO	障害福祉圏域	事業所所在市町村名	協力事業所名	業種等
1	北部	名護市	株式会社 コスモエンジェル	清掃等
2	中部	金武町	学校法人智晴学園 琉球リハビリテーション学院	調理補助
3	南部	南城市	軽食の店めぐみ	調理補助
4	宮古	宮古島市	車輪梅	フロアー補助
5	八重山	石垣市	株式会社石垣エスエスグループ	清掃等

【事業利用を考えているみなさまへ】

※ 上記協力事業所への直接のお問合せはお控え下さい。

※ 事業内容等に関して問合せのある場合は、県障害福祉課地域生活支援班までご連絡下さい。



沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: 098-866-2190

FAX: 098-866-6916